



2010年12月

株式会社三井住友銀行 企業調査部

蜂屋 勝弘

■ 注目される企業の農業参入

近年、①食に対する価値観の多様化（安全、地産地消など）、②アジア新興国などの所得水準の上昇、③世界的な食糧需給逼迫懸念、などを背景に、農業分野での新たなビジネスチャンスへの期待が高まっています。こうしたなか、企業の農業参入については、これまで地元の企業や食品関連企業などが中心でしたが、大手企業や食品関連以外の企業でも参入の可能性について検討を始める企業が増えており、注目されます。

具体的には、①CSR活動や社員教育の一環として参入するケースのほか、②食品関連企業などでは、自社で扱う食材の仕入れの一環として参入するケースがみられます。また、③農業に新たな成長産業としての可能性を期待し、新規事業としてビジネスチャンスを狙う動きも少なくありません。

参入障壁の解消に向けた動き

こうした企業の動きへの追い風として、これまで企業の農業参入のハードルとなっていた諸課題について、解決に向け一定の進展がみられています。

第1は、農地の確保に向けた規制緩和です。昨年農地法改正によって、株式会社など農業生産法人以外の法人でも、一定の要件を満たすことで貸借による農地の利用が可能になるなど、企業の農業参入における制度面での障壁が従前に比べて低くなっています（図表1）。

第2は、栽培技術の「見える化」です。例えば、大手IT企業などが、情報

通信技術やセンサー技術を用いて、実際の農家の生産プロセスのデータベース化に取り組んでおり、将来的には、こうしたデータベースにアクセスすることで、異業種企業でも比較的容易に栽培技術を取得できることが期待されています。

第3は、物流や販売先の確保に向けた各企業の取り組みです。例えば、物流や販売ルートの細い食品関連以外の企業では、運送業者や加工業者、小売業者などとの連携のほか、インターネット販売など様々な工夫がみられます。こうした取り組みは、参入企業が本業で培った経験やノウハウなどを生かせることから、今後も活発に行われるとみられます。

もっとも、こうした前向きな動きはみられるものの、①新規参入企業が参入当初から生産力の高い優良な農地を確保出来るとは限らないこと、②作物の収穫までのサイクルが多くても年に数回であるうえ、地域ごとに適した栽培ノウハウが異なるために、十分なデータの蓄積には数年はかかるとみられることなどから、企業の農業参入のハードルが急速に低下するとは考えにくいのが実情です。

図表1 農地法改正による農地利用の変更点

	改正前	改正後
農地の貸借	農業生産法人	農業生産法人以外の法人も可能 【主な要件】 ・ 役員1人以上が農業に常時従事 ・ 農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件を契約に明記 …など
農地の所有	農業生産法人	農業生産法人

（資料）農林水産省資料を基に弊社作成。

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊行が一般に信頼できるとされる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取り扱いいただきますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

重視される地域との連携

こうしたなか、近年、企業の農業参入にあたって、地方自治体とのタイアップや農家とのリレーションなど、地域との連携が重視されています。企業の農業参入は参入先の地域の経済社会に大きな影響を与えるだけに、企業が円滑に農業参入し事業を継続するには、参入先の地域との信頼関係の確立が重要であり、そうすることで、結果的に、優良な農地の確保や地域の気候などに適した栽培ノウハウの取得につながるといった可能性も指摘されています。

この点に関し、企業の農業参入に対する地域の受け止め方をみると、地方自治体では、地域の農業に企業が参入することによって、①地域の農業の新たな担い手の確保、②農地の新たな耕作放棄地化の回避や既存の耕作放棄地の解消、③雇用創出や地域経済の活性化、などのメリットを期待しており、各種の参入支援策を用意するなど、企業の農業参入を積極的に後押しする動きがみられます(図表2)。

また、農家には企業の参入に対する

警戒感や不信感は依然として存在するものの、企業的な経営スタイルを導入するなど先進的な農業経営を行っている農家を中心に、異業種企業の参入を新たなビジネスチャンスにつながる動きとして前向きにとらえる声も聞かれます。

企業の農業参入のポイント

企業の農業参入には、安全で安心な農作物の輸出などを通じた農業の成長産業化の促進に加えて、深刻化する農家の高齢化などに伴う農業生産力の減退に歯止めをかけるといった意義も指摘されています。それだけに、企業の農業参入にあたっては、本業のしっかりした企業が長期的な視野と明確な目的を持って取り組むことが大切で、さらには、企業の持つ強み(経営ノウハウなど)と農家の持つ強み(栽培ノウハウなど)を互いに補完し合い、共に発展できる関係を築くことが重要となります。今後、企業の農業参入を軌道に乗せることが出来るか、企業、農家、地方自治体それぞれの取組みが注目されます。(蜂屋)

図表2 地方自治体による企業の農業参入支援の例

- 「企業等の農業参入支援プロジェクトチーム」を設置し関係部局間の連携を強化(農林水産部、商工観光労働部、土木部の関係各課で構成)
- 農業参入企業の初期経費に対する支援
- 農業参入企業の営農に必要な経費に対する支援
- 経費のかかる耕作放棄地の再生作業への支援
- 企業の農業参入を核とした地域振興への支援
- 参入企業と参入地域の市町村等との「企業等の農業参入に関する協定」の締結の推進(企業が円滑に参入できるように、参入企業等と参入する地域との調和を図る)

…など

(資料) 熊本県資料を基に弊行作成

(注) 支援内容は自治体ごとに異なる。ここでは、企業の農業参入に積極的とされる熊本県の取り組みを例示。本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊行が一般に信頼できるとされる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いいただきますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。